

食安輸発第1228001号
平成19年12月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年12月27日付け食安輸発第1227009号）にて通知したところですが、今般、命令検査において、ベトナム産えび加工品からフラルタドン（3-アミノ-5-モルフォリノメチルー2-オキサゾリドン（AMOZ））を検出したことから、ベトナム産えび及びその加工品（簡易な加工に限る。）に対する検査命令の検査項目にフラルタドンを追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

- 品名：加熱後摂取冷凍食品 えびフライ
輸入者：東洋冷蔵 株式会社
製造者：PHUONG NAM CO., LTD.
届出数量及び重量：100カートン、450kg
検査結果：フラルタドン（AMOZとして）0.008ppm（基準：不検出）
届出先：東京検疫所
違反確定日：平成19年12月25日
措置状況：全量保管中

2 品 名：加熱後摂取冷凍食品 えびフライ
輸 入 者：東洋冷蔵 株式会社
製 造 者：PHUONG NAM CO., LTD.
届出数量及び重量：100カートン、450kg
検査結果：フラルタドン（AMOZとして）0.024ppm（基準：不検出）
届 出 先：東京検疫所
違反確定日：平成19年12月25日
措置状況：全量保管中

3 品 名：無加熱摂取冷凍食品 寿司えび
輸 入 者：住商フーズ 株式会社
製 造 者：VIET FOODS CO., LTD.
届出数量及び重量：748カートン、5,183kg
検査結果：フラルタドン（AMOZとして）0.002ppm（基準：不検出）
届 出 先：東京検疫所 川崎検疫所支所
違反確定日：平成19年12月27日
措置状況：全量保管中